

諮問第158号の概要 (石油製品需給動態統計調査の 変更について)

令和3年12月24日
総務省政策統括官(統計制度担当)

1. 石油製品需給動態統計調査の概要（現行）

項目	内容
調査の目的	石油製品の需給の実態を明らかにする。
調査対象の範囲	<p>石油製品（注1）の製造業者、輸入業者（注2）若しくは特定石油販売業者（注3）又は原油受入業者（注4）に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。（ただし、国家石油備蓄基地に係る事業所を除く。）</p> <p>（注1）「1.ガソリン」、「2.ナフサ」、「3.ジェット燃料油」、「4.灯油」、「5.軽油」、「6.重油」、「7.潤滑油」、「8.パラフィン」、「9.グリース」、「10.アスファルト」、「11.液化石油ガス」及び「12.液化天然ガス」が該当。</p> <p>（注2）「輸入業者」とは、製造業者以外の者であって、石油製品の輸入を業とするものをいう。</p> <p>（注3）「特定石油販売業者」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第2条第7項に定める者（石油販売業者（石油精製業者を除く。）のうち、その石油の年間の販売量が経済産業省令で定める量以上のもので、かつ、石油精製業者のいずれかと経済産業省令で定める密接な関係を有するもの）をいう。</p> <p>（注4）「原油受入業者」とは、製造業者、輸入業者及び特定石油販売業者以外の者であって、輸入された原油又は国内で生産された原油を直接受け入れることを業とするものをいう。</p>
報告を求める個人又は法人その他の団体	<p>【数】約300事業所</p> <p>【選定の方法】全数調査</p> <p>① 燃料用石油製品にあつては、石油の備蓄の確保等に関する法律第18条により石油輸入業者登録簿に登録された事業所の名簿及び同法第26条から第28条までに基づき届出を行った事業所の名簿を用いて選定</p> <p>② 上記①に含まれない燃料用以外の石油製品（潤滑油、アスファルト、グリース、パラフィン、液化石油ガス（LPG）及び液化天然ガス（LNG））を生産する事業者にあつては、業界団体名簿を用いて選定</p>
報告を求める事項	石油製品（受入量、出荷量、消費量、国別輸出入量及び在庫量）、原油（受入量、消費量、出荷量及び在庫量）
報告を求めるために用いる方法	<p>配布：経済産業省 - 民間事業者 - 報告者</p> <p>回収：報告者 - 経済産業省</p> <p>郵送・オンライン調査</p>
調査周期・期間	<p>月次調査</p> <p>【調査票の提出期限】調査月の翌月12日</p>
調査結果の公表の方法及び期日	<p>【調査結果の公表】インターネット（e-Stat及び経済産業省HP）により公表</p> <p>【公表の期日】速報：調査月の翌月末日、確報：調査月の翌々月末日まで</p> <p>年報：調査年の翌年6月末日まで</p>

2. 調査結果の主な利活用

- ◆ 税制改正の参考資料として利用
- ◆ 石油製品の安定供給確保政策の企画・立案の基礎資料、総合エネルギー統計の作成に利用

3. 今回の主な変更内容

- ◆ 調査対象の範囲から、「液化天然ガス」を削除

現行計画	変更（案）	備考																							
<p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 別表第1に掲げる石油製品の製造業者、輸入業者若しくは特定石油販売業者又は原油受入業者に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。</p> <p>別表第1</p> <table border="1"><tr><td>1. ガソリン</td><td>2. ナフサ</td><td>3. ジェット燃料油</td></tr><tr><td>4. 灯油</td><td>5. 軽油</td><td>6. 重油</td><td>7. 潤滑油</td></tr><tr><td>8. パラフィン</td><td>9. グリース</td><td>10. アスファルト</td></tr><tr><td>11. 液化石油ガス</td><td>12. 液化天然ガス</td></tr></table>	1. ガソリン	2. ナフサ	3. ジェット燃料油	4. 灯油	5. 軽油	6. 重油	7. 潤滑油	8. パラフィン	9. グリース	10. アスファルト	11. 液化石油ガス	12. 液化天然ガス	<p>3 調査対象の範囲 (2) 属性的範囲 別表第1に掲げる石油製品の製造業者、輸入業者若しくは特定石油販売業者又は原油受入業者に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。</p> <p>別表第1</p> <table border="1"><tr><td>1. ガソリン</td><td>2. ナフサ</td><td>3. ジェット燃料油</td></tr><tr><td>4. 灯油</td><td>5. 軽油</td><td>6. 重油</td><td>7. 潤滑油</td></tr><tr><td>8. パラフィン</td><td>9. グリース</td><td>10. アスファルト</td></tr><tr><td>11. 液化石油ガス</td></tr></table>	1. ガソリン	2. ナフサ	3. ジェット燃料油	4. 灯油	5. 軽油	6. 重油	7. 潤滑油	8. パラフィン	9. グリース	10. アスファルト	11. 液化石油ガス	<p>調査対象とする石油製品のうち「液化天然ガス」については、昭和49年の調査設計当時から、環境特性に優れた新たなエネルギーとして用途拡大に向けた研究も行われてきたが、他の石油製品と比べて貯蔵が難しいため、<u>発電用燃料、都市ガスの原料以外には用途がほとんど広がらなかった。発電用燃料としては電力調査統計、都市ガスの原料としてはガス事業生産動態統計により使用実態を把握することが可能である。</u></p> <p>また、<u>国別輸入量については、普通貿易統計により把握することが可能であることから、報告者負担の軽減のため削除することとした。</u></p>
1. ガソリン	2. ナフサ	3. ジェット燃料油																							
4. 灯油	5. 軽油	6. 重油	7. 潤滑油																						
8. パラフィン	9. グリース	10. アスファルト																							
11. 液化石油ガス	12. 液化天然ガス																								
1. ガソリン	2. ナフサ	3. ジェット燃料油																							
4. 灯油	5. 軽油	6. 重油	7. 潤滑油																						
8. パラフィン	9. グリース	10. アスファルト																							
11. 液化石油ガス																									

4. 想定される確認のポイント

液化天然ガス（LNG）の用途が広がっていないため、本調査において調査対象事業所における受払量等を把握する必要性が薄れている一方、液化天然ガス（LNG）の国内需給の実態や国別輸入量については、他の統計によっても把握できるため、今回の変更は、報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当であると考えているところ。

ただし、念のため、統計委員会において以下について確認いただきたい。

- 液化天然ガス（LNG）の用途が広がらなかった背景事情
- 液化天然ガス（LNG）に関する主要なデータの他の統計による代替可能性